

(新2号認定・新3号認定)

保護者各位

香芝市役所 保育課

### 育児休業中の在園児の保育認定の継続について

保護者のかた全員が働いていたり、病気などの場合、保育が必要な世帯として認定しております。育児休業中は保護者のかたが休業されていますが、下記要件を満たしている場合には、申請していただくことで保育認定（新2号認定・新3号認定）を継続することができますので、お知らせいたします。

#### 【保育認定（新2号認定・新3号認定）を継続するための要件】

(すべてにあてはまる必要があります)

- 産前6週よりも前から『就労』の事由で保育認定を受けていること。
- 予定の育児休業が、出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）までであること。
- 保護者と就労先との雇用契約が育児休業中も継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっていること。

※ 育児休業は、法に基づき事業主が制度化している場合に限り、出産により一旦退職されるかたは、再雇用の約束があっても該当しませんのでご注意ください。

#### 【保育認定を継続できる期間】

保育認定を継続できる期間は、出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月末までです。ただし、出生した児童の保育所等利用申込をしたにもかかわらず希望施設に利用決定ができず、やむなく育児休業を延長する場合は、出生した児童の施設利用が決定するか、その年度末（3月末）のいずれか早いほうまで、保育認定は継続されます。

育児休業中に継続して保育認定を受ける場合は、  
別途申請が必要です。

#### 【必要な手続き】

##### ① 在園児が育児休業中も保育認定を継続するために必要な手続き

『育児休業証明書』を、出産月の3ヶ月後の20日までに提出してください。

市内施設を利用のかた：各施設で書類を配布・書類を回収

市外施設を利用のかた：香芝市役所保育課で書類を配布・書類を回収

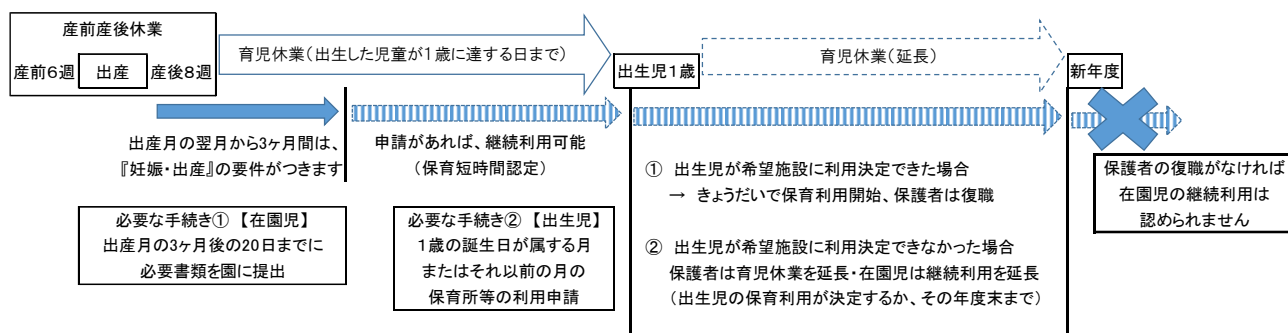
(裏面に続く)

## ② 出生児が保育を利用するために必要な手続き

4月からの利用を希望する場合は、前年の秋頃に入所申請をする必要があります。広報かしばお知らせ版や市役所ホームページにて申請方法を確認のうえ、手続きをしてください。

5月以降からの年度途中入所を希望する場合は、公立保育所・アートチャイルドケアは、入所希望月の前月1日～20日に保育課で受け付けます。受付枠を超える申込があった場合や既に受付枠がない場合は、初日に提出されたかたについては選考、2日目以降に提出されたかたは申込順で、内定や待機順を決定します。私立保育園・私立認定こども園・志都美せいかナーサリーの年度途中入園は、ご希望の園に直接お問い合わせください。

### 《産前から復帰までの流れ》



### 【入所保留通知書の発行】

育児休業を延長するために入所保留通知書を必要とされる場合は、市役所保育課に相談してください。入所保留通知書の発行には申請が必要です。また、発行までに1週間程度かかります。

### 【注意事項】

- 出産当初より育児休業を1年以上取る予定にしている場合は、保育認定の継続の要件にあてはまりません。この場合、在園児の保育認定は産後3ヶ月までになります。
- 必要な手続きが期日までになされない場合は、保育認定の継続ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ先：香芝市役所 保育課  
(香芝市役所4階) TEL 0745-44-3330